

総務常任委員会資料
2021年（令和3年）6月18日
総務局税務室税制課

議案第51号関連資料

明石市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

1 改正目的

行政不服審査法施行令の一部改正に伴い、審査手続における書類への押印を廃止することから、固定資産の評価に係る審査申出制度についても同様の措置を講じるほか、所要の整備を図るため、条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 押印の廃止について

固定資産の評価に係る審査申出制度における押印を廃止することについて、行政不服審査法に基づく審査請求制度と同様の見直しを行います。

（審査申出書ほか14種類）

(2) その他所要の整備

3 施行期日

公布の日

以上